

都市計画の決定権者

(別表)

都市計画の種類		市町村決定			
		知事同意	大臣同意不要	大臣同意必要	
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針					
区域区分					
都市再開発の方針等					
地域地区	用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、高層住居誘導地区、高度地区、高度利用地区、特定街区防火地域、準防火地域、景観地区、駐車場整備地区、生産緑地地区、伝統的建造物群保存地区				
	風致地区	面積10ha以上 その他			
	臨港地区	特定重要港湾 重要港湾 その他			
	歴史的風土特別保存地区				
	緑地保全地域				
	特別緑地保全地区	面積10ha以上 面積10ha未満			
	緑化地域				
	流通業務地区				
	航空機騒音障害防止地区、航空機騒音障害防止特別地区				
	促進区域、遊休土地転換利用促進区域、被災市街地復興推進地域				
	道路	一般国道			
		都道府県道	4車線以上 4車線未満		
その他の道路		4車線以上 4車線未満			
自動車専用道路		高速自動車国道 その他			
都市高速鉄道					
駐車場					
自動車ターミナル	一般 専用				
空港	第1種 第2種、第3種 その他				
公園、緑地、広場	国が設置するもの 面積10ha以上 その他				
墓園	国が設置するもの 面積10ha以上				
その他の公共空地					
水道	水道用水供給事業 その他				
電気供給施設、ガス供給施設					
下水道	公共下水道	排水区域が二以上の市町村の区域 その他			
	流域下水道				
	その他				
汚物処理場、ごみ焼却場					
産業廃棄物処理施設					
その他供給施設又は処理施設					
河川		一級河川 二級河川 準用河川			
	運河				
	学校	大学、高等専門学校 その他			
図書館、研究施設、その他の教育文化施設、病院、保育所、その他の医療施設又は社会福祉施設					
市場、と畜場、火葬場					
一団地の住宅施設	2000戸以上 2000戸未満				
一団地の官公庁施設					
流通業務団地					
電気通信用施設、防風・防火・防水・防雪・防砂の施設					
防潮の施設					
開発事業	市街地	土地地区画整理事業	面積50ha超 面積50ha以下		
	市街地	市街地再開発事業	面積3ha超 面積3ha以下		
	市街地				
	市街地				
市街地開発事業等予定区域					
地区計画等()					

知事の同意を要するものは政令で定める地区施設の配置及び規模その他の事項に限る。